

各公園愛護会への草刈機等の貸出について

前橋市 公園管理事務所

公園や緑地での愛護活動を支援するため、草刈機などの機械を貸し出しています。ぜひご利用ください。

1 貸出機械一覧

①乗用草刈機（公道走行不可）	1 台	④肩掛け式草刈機	3 台
		 ※申込みにあたり、金属刃またはナイロンコードを指定してください	
②自走式草刈機（ハンマーナイフモアー）	2 台	⑤刈込み機（ヘッジトリマー）	3 台
		 ※申込みにあたり、両刃または片刃を指定してください	
③自走式芝刈機（ロータリーモアー）	2 台		
			

2 予約・貸出方法

予約・貸出場所：敷島公園ばら園管理事務所

〒371-0036 前橋市敷島町 262 番地 ☎ 027-232-2891

予約開始日：利用月の前月 1 日から電話予約可能

貸出時間：午前 9 時から

返却時間：午後 4 時まで

貸出期間：1 日（当日返却できない場合や作業が 2 日間になる場合は要相談）

申請書：「前橋市草刈り機等使用許可申請書」を当日記入・提出

運搬方法：貸出公用車または各自で用意

※軽トラックには乗用芝刈機と積載ラダーを同時に積みません。

燃料：満タンで貸出しますが、補給は愛護会で対応してください。返却時の満タンは不要です。

3 貸出機械運搬用車両（2 tトラック）について（以下「貸出公用車」）

- 運搬・積み降ろしは利用者が行ってください。
- 事故時、運転者は前橋市の任意保険対象外です。事前に保険会社へ確認をお願いします。
- 転貸禁止。道路交通法を遵守してください。
- 事故等による損害は保険で補填されない部分は利用者負担です。
- 積載物の損害、機械の損害・破損は利用者負担です。

4 使用についての注意事項

- 事務所の指示に従い、安全に使用してください。
- 刈高などの調整は適切に行ってください。
- 乗用芝刈機には運転者のみ乗車し、他人を乗せないでください。
- 不具合があれば、ばら園職員へ連絡してください。

5 作業場所について

- 芝生広場やグラウンドなど、広く平らな場所で使用してください。
- 散水栓・止水栓に注意してください。
- 作業前に石・異物・ワイヤーなどを片付けてください。
- くぼみ・盛土・水路・水辺では作業しないでください。
- 障害物との間に安全区域を設けてください。
- 子供や他の人が近くにいる時は作業を控えてください。

6 その他

- 愛護会活動中の事故等については補償できません。各自でボランティア保険等に参加してください。
- 皆様が使う機械ですので、大切に扱ってください。

※お問い合わせ先
前橋市ばら園管理事務所
TEL：027-232-2891